

ケガをした野生動物について

大分県では「傷病鳥獣の救護」制度があります。ケガなどをした野生鳥獣を治療して自然界に復帰させることを目的とした制度です。鳥獣110番指定救護所に持ち込めば、無料で保護してくれますが、ペットや家畜・家禽などは該当しません。

また、イノシシ、シカ、サル、タヌキ、カラス、ドバトなど農林業に被害を与えている野生鳥獣、アライグマやソウシチョウ、ガビチョウなど生態系に被害を生じさせている外来鳥獣もこの制度の対象外です。

詳しくは「大分県中部振興局 森林管理班（電話 097-506-5749）」
大分市府内町 3-10-1」へお問い合わせください。
※対応時間は原則として平日の午前8時30分から午後5時15分まで。



注意事項

- ・**自然の営みの中で怪我をした野生鳥獣は対象外です。**明らかに人為的に危害を加えられた形跡がある野生鳥獣（本制度の対象鳥獣）は救護対象です。
（野生鳥獣の多くは、寿命の前に、怪我や栄養不良、他の野生動物に食べられて命を落としています。この命が自然界の生物のエサになり、多くの命をつないでいます。これが自然界の仕組みです。）
- ・**鳥のヒナや幼獣も対象外です。**ヒナや幼獣の近くには親がいる可能性があります。むやみに近づくと攻撃される可能性があります。

お願い

野生鳥獣は、ある程度の怪我や衰弱でも自然に回復する体力（自然治癒力）を備えています。体力回復のため移動せず、その場にとどまっている可能性がありますので、傷病鳥獣を発見したときは、出来る限り遠くから見守ってあげてください。人間が手を差し伸べる行為が野生鳥獣に多大なストレスを与えてしまうことがあります。

ヒナを拾わないでください

春になると鳥類の子育てが始まります。「ヒナが木から落ちているので保護してほしい」「ヒナを拾ったので保護してほしい」等の声が市に多数寄せられますが、巣からの落下は自然界ではよくあることです。通常、親鳥はヒナを巣に戻そうとしますが、人間が周りにいるとヒナに近づくことができません。そのままにしておく他、他の動物に襲われそうなときは、近くの茂みにそっと置く等の対応も可能ですが、原則、見守っていただきますようお願いいたします。